

JARI-RB 審査ニュース

第158号
[2010年5月15日]

財団法人 日本自動車研究所
審査登録センター (JARI-RB)

JARI-RB交流セミナー開催

当センターは、4月23日に名古屋市中小企業振興会館にてJARI-RB交流セミナーを開催いたしました。多忙な時期にもかかわらず多数ご参加いただき、活発な質疑応答が行われ盛会のうちに終了いたしました。

ご出席いただきました皆様にはあらためて御礼申し上げます。

今回のセミナーは、本年1月に開催した豊橋会場へご参加ができなかった方々からのご要望が多かったために追加して開催させていただきました。

講演課題は、最近話題のマネジメントシステムの有効性と環境法令の動向について前回同様のお話をさせていただきました。また、事前にご頂戴した日ごろの皆様の疑問点については、会場またはセミナー終了後の個別相談会にてJARI-RBとしての考えをご説明させていただきました。登録組織の皆様がISO認証を維持、運用していく中で、何らかのヒントを得ていただいたものと拝察いたしております。

今後とも、ご登録組織の皆様方とのコミュニケーションをよりいっそう深めるために、講演内容の充実を図り、本セミナーを継続的に企画してまいります。

セミナーへのご要望がございましたら当センター事業部までご遠慮なくお問合せください。



名古屋会場セミナー

更新登録(環境)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAER0030	2010. 4. 17	トヨタ自動車九州株式会社	自動車製造
JAER0236	2010. 4. 17	株式会社武部鉄工所	自動車用部品の加工及び製造(各種トラック・バス用シャーシフレームのプレス・組立及び同部品の製造)
JAER0240	2010. 4. 17	トヨタ部品大阪共販株式会社	自動車用部品、用品、砥油の販売
JAER0572	2010. 4. 23	丸満産業株式会社 本社	テント、シート、車両用幌等の帆布製品の縫製加工・販売
JAER0573	2010. 4. 23	三基エンジニアリング株式会社	半導体製造装置、各種生産設備の開発・設計・製作
JAER0575	2010. 4. 23	株式会社ミカネ	自動車用及び電動機用プレス加工部品の製造
JAER0577	2010. 4. 23	長坂コーティング株式会社	自動車部品(プーリー)の電着塗装加工
JAER0578	2010. 4. 23	高林解体工業有限会社	使用済み自動車の解体と中古部品の販売
JAER0732	2010. 4. 6	ダイハツ輸送株式会社	完成自動車の輸送
JAER0733	2010. 4. 20	三河鬼頭鋼材株式会社	鋼材の切断加工及び鋼材加工品、鋼材の販売
JAER0734	2010. 4. 27	いづみ工業株式会社 太田工場	自動車用小物プレス部品の製造
JAER0736	2010. 4. 27	株式会社MARUWA QUARTZ 三春工場・いわき工場	石英ガラス製品の製造、販売及びサービス
JAER0737	2010. 4. 27	城南工業株式会社	自動車用電装部品の製造

更新登録(品質)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAQR0073	2010. 4. 27	水島機工株式会社 本社工場・玉島工場	自動車用エンジン・駆動系等の部品製造
JAQR0074	2010. 4. 27	株式会社メッツ	自動車部品、二輪車部品及び産業機械用部品の製造
JAQR0179	2010. 4. 2	株式会社エスティシー	自動車用シートトリムカバー縫製品の製造

登録拡大(環境)

登録番号	発効日	登録者名	登録範囲
JAER0344	2010. 4. 16	栃木トヨペット株式会社	U-Carセンター上横田店PiPit, T-UP買取センタートンネル店
JAER0348	2010. 4. 30	東海精機株式会社	磐田工場
JAER0349	2010. 4. 9	曙プレーキ岩槻製造株式会社	相野原地区,三春地区,株式会社 アロックス
JAER0350	2010. 4. 30	岐阜トヨペット株式会社	県庁前店
JAER0478	2010. 4. 30	群馬トヨペット株式会社	群馬町テクノセンター,プライム前橋吉岡バイパス店, プライム前橋群馬町店,T-UP高崎環状通り店, T-UP駒形インタ-店,T-UP前橋50号店,T-UP太田407号店

・登録拡大：工場及び店舗等の追加のみ掲載

・登録情報の詳細はJARI-RBホームページ（URL:<http://www.jari-rb.jp/>）をご参照ください。

環境関連法規等の動き

(10.3/20～10.4/19)

法令情報

1. 「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令(平成18年)」の規定に係る報告の内容が変更となる。

1) 「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量」 2010.3.31(経済産業省・環境省告示第三号)

2) 「調整後温室効果ガス排出量を調整する方法」 2010.3.31(経済産業省・環境省告示第四号)

公示：2010.3.31 施行：2010.4.1

(1) 報告の概要：温室効果ガス排出量の報告は表に示すように事業者単位となっている。

温室効果ガスの種類	対象者(*1)
エネルギー起源CO ₂	全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500k1/年となる事業者(特定事業所排出者)
	省エネ法で特定荷主及び特定輸送事業者に指定されている事業者(特定輸送排出者)
上記以外の温室効果ガス	次の①かつ②の要件を満たす事業者(特定事業所排出者) ①事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上 ②温室効果ガスの種類ごとに、全ての事業所の排出量がCO ₂ 換算で3,000t以上

注) *1：要件を満たすフランチャイズチェーンについても、加盟している全ての事業所における事業活動を、フランチャイズチェーンの活動(ひとつの事業者)とみなして報告する。

(2) 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度：平成22年度から、事業者が自主的に行う京都メカニズムクレジットの取得及び国への移転等を促進するため、**実排出量**とともに、**調整後温室効果ガス排出量**(全ての事業所の合計)も報告が必要となります。特定事業所排出者は事業を主管する全ての省庁に報告します。

注意！ 規定に従って、調整後温室効果ガス排出量を求めてください。

(3) **国内排出削減量**(告示第三号関係)とは次に掲げるものです。

- ① **国内クレジット制度(jcdm)**において認証をされた温室効果ガスの量(2008.10.21の運営規則に従い実施)。
- ② **オフセットクレジット制度(J-VERS)**において認証をされた温室効果ガスの量(二酸化炭素以外では換算)。
- ③ **前に掲げるもののほかの制度**において、環境大臣及び経済産業大臣が認めるものにおいて認証をされた温室効果ガスの量。

(4) **調整後温室効果ガス排出量を調整する方法**(告示第四号関係)

『調整対象温室効果ガス排出量』又は『当該調整対象温室効果ガス排出量』から次のものを控除して調整します。控除した結果、零を下回る場合には零とします。

- ① 特定排出者が4月1日から翌年3月31日までにおいて**償却前移転をした算定割当量**
(電気事業者が調整後排出係数に反映するために償却前移転をしたものを除く。)
- ② 特定排出者が4月1日から翌年3月31日までにおいて**排出量調整無効化をした国内認証排出削減量**
(電気事業者が調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたものを除く。)

【調整対象温室効果ガス排出量】

算定排出量算定期間における以下のア)～ウ)の排出量を合算したもの。

- ア) エネルギー起源二酸化炭素排出量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)
・燃料の使用によるもの
・使用された他者から供給された電気によるもの(電気の使用量に『調整後排出係数』を乗じて得た量)
・他者から供給された熱の使用によるもの
- イ) **非エネルギー起源二酸化炭素排出量**(注意：廃棄物の原燃料使用に伴うものは除かれる。)
- ウ) メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふつ化硫黄の温室効果ガス算定排出量

<参考資料平成22年3月> <http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/material/setumeihaifu1003.pdf>

2. 「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経産・環境第三号)」の一部を改正する省令
2010.3.31(経産・環境省令第三号)

公示：2010.3.31 施行日：2010.4.1

改正により発熱量や排出係数の数値が変更になっています。算定時には確認してください。

【変更例】LPGの発熱量：50.2→50.8 (GJ/t)，LPGのCO₂排出係数：0.0163→0.0161 (tC/GJ)

3. [特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則]の一部を改正する省令
2010.3.31(財務・文部科学・厚労・農水・経産・国交・環境・防衛省令第一号)

公示：2010.3.31 施行日：2010.4.1

情報が秘密として管理される時に適用する『対応化学物質分類名』の別表改正と様式第一に届出事項を追加

【概要】①化管法(PRTR法) 施行令の一部改正によって、化管法の対象物質の見直しが行われた。新たに第一種指定化学物質として定められた物質について、第一種指定化学物質の属する分類の名称(対応化学物質分類名)を付与するため、化管法施行規則中の別表(第一分類から第十三分類)が改正された。

②様式第一の届出事項の追加

下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設からの化学物質の環境への排出量を把握するため、事業者がPRTR制度に基づき届出を行う際に用いる様式(化管法施行規則中の様式第一)に「移動先の下水道終末処理施設の名称」並びに「廃棄物の処理方法」及び「廃棄物の種類」の記載欄の追加が行われた。

(注) 今回の改正は、平成22年度に把握される排出量・移動量の届出(平成23年4月1日から6月30日ま

でに届出を行うもの)から適用されます。平成21年度に把握された排出量等の届出は、従前のとおりです。

4. 「新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令の全部を改正する省令」
(2010.3.31厚労・経産・環境省令第三号)

公示：2010.3.31 施行日：2011.4.1

新規化学物の試験や監視化学物質類の有害性の調査のために省令の全部を改正

【概要】新規化学物質の判定を行うために必要な試験の項目等、優先評価化学物質に係る試験と有害性の調査や試験施設等などが規定されています。

『同時に公示されたその他の化審法に係る省令及び告示類』

トリクロロエチレンやその他の環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針、表示すべき事項や届出等の告示類が公布されています。情報確認される場合には、次に示す省令と告示類をご確認下さい。

化審法に係る法改正情報：厚労・経産・環境省令第二号，厚労・経産・環境告示第四から第十一号
《化審法参考情報：[化審法データベース\(J-CHECK\)](#)》

一般情報

1. 「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(環境大臣試案)」のパブコメ募集(2010.4.12環境省)

パブコメ募集期間：2010.4.12より

地球温暖化対策を実施するための対策・施策に関する環境大臣試案が出る。

【概要】地球温暖化対策について、我が国は、温室効果ガスの排出量を中期的には2020年までに1990年比で25%削減、長期的には2050年までに80%削減するという目標を掲げているところです。これらの中長期目標を達成するためには、いつ、どのような対策・施策を実施していくのかという道筋(ロードマップ)を明らかにしていくことが必要であることから、平成22年3月31日に地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの環境大臣試案が公表されました。

2. 「危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(案)等」のパブコメ募集(2010.4.9総務省消防庁)

パブコメ募集期間：2010.4.9～2010.5.10

【募集目的及び概要】地下貯蔵タンクからの危険物流出防止対策や規制の合理化を図る等の改正を実施。

1) 地下貯蔵タンクの流出事故防止対策

①腐食のおそれの特に高い、設置年数50年以上、外面モルタル塗覆装、タンクの厚さが8.0mm未満等の要件を満たすものにはFRP内面ライニング又は電気防食(※)

②腐食のおそれの高い設置年数40年以上、外面モルタル塗覆装、タンクの厚さが6.0mm未満等の要件を満たすものには①で掲げた措置又は危険物の漏れを早期に検知するための装置(常時監視など)。

注(※)内面ライニング：埋設されたままの状況で内面全体に一定以上の厚さになるよう強化プラスチックを被覆するもの。電気防食：地下に埋設されたタンクへ外部から直流電流を流すことで腐食の進行を防止するもの。

2) 地下貯蔵タンクの規制の合理化

①貯蔵又は取扱いを休止して、危険物の保安の観点から支障がない場合に限り、その間点検義務を免除する。

②強化プラスチック製二重殻タンク(※)の外殻の漏れの点検方法として減圧法によるものを規定する。

注(※)内殻、外殻とも強化プラスチックで造られた二重構造の地下貯蔵タンク。

3) 内殻の性能規定化として、貯蔵する危険物の性状に応じて必要な材質の性能を規定する。

今後の予定：施行は2010.12.1を予定。但し、1)については猶予期間2年を予定。

3. 「2008年度の温室効果ガス排出量(確定値)は12億8,200万トン」 (2010.04.15環境省)

2008年度の温室効果ガスの総排出量は、京都議定書の規定による基準年(1990年度。ただし、HFCs、PFCs及びSF6については1995年)の総排出量(12億6,100万トン)を1.6%(2,000万トン)上回っている。また、前年度と比べると産業部門をはじめとする各部門の排出量が減って6.4%(8,700万トン)の減少となっている。

受審者からひとこと**ISO14001認証取得にあたり**

株式会社トヨタレンタリース愛知
ISO推進室
堀端 政男

1. 会社紹介

当社は1966年9月に設立し、トヨタ自動車系列のレンタカー・カーリース事業会社として愛知県を主要な商圏としております。

又、平成19年4月には、持株会社ATグループの子会社、13社の一員として新たなスタートをいたしました。

現在、愛知県内に65店舗を展開し、レンタカー保有台数4,105台、カーリース保有台数28,472台で事業を行っております。

当社は「YESと言われるR愛知」「YESと言えるR愛知」をスローガンに、お客様に信頼され愛される企業を旨として、レンタカー・カーリース事業を通じて地域社会に認められる会社になるよう努めております。

2. 導入の背景

ISO14001認証取得は、昨今の地球環境保全が、企業としての重要な課題であることを認識し、紙、ゴミ、電気などの削減はもちろん、当社の事業である自動車のレンタル・リースを通じて環境貢献ができ、社業の成長・発展に繋がるとの経営判断で取り組みました。

3. 認証取得への取り組み

2009年1月当社役員会で決議し、2009年3月にキックオフを宣言し、事務局や推進組織を立ち上げ、取り組みを開始しました。

環境マネジメントシステムを構築するにあたっては、環境マニュアルの作成からスタートし、環境影響評価、目的・目標、運用管理、内部監査、マネジメントレビュー等をすすめました。

その結果レンタカー、カーリース事業を行う当社にあった環境マネジメントシステムが構築できたと思います。

今回の取得の審査には、JARIの審査員2名の他にJABの認定審査員の方2名も立会いをされ非常に緊張した審査となりました。

キックオフを宣言してから10カ月の短期間で取得できたのは大変熱心なコンサルタントの先生のご指導やISO推進メンバーの努力と、従業員の協力の結果だと思えます。

4. システム導入のメリット

環境側面の抽出や環境影響評価を実施する中で業務のムダや見直しをすることができ業務をすすめる上で環境影響を考慮する習慣が出来たと思えます。

又、具体的な目標・目的を持ってPDCAのサイクル管理をすることで業務改善にも役立つものと確信しております。

5. 今後の取り組み

ISO14001の認証取得ができたとはいえ、今回は本社とカーリース拠点の取得であり、残り55全拠点取得に向けて、スタートラインについてと思っております。

全社的な省エネ活動や廃棄物削減などコスト削減や効率改善に繋がるものと思えます。

今後もより一層社員教育・指導を徹底しレベルアップを図ってまいります。

最後に今回の認証取得にあたり、ご協力頂きました皆様に心よりお礼申し上げます。

